

再生可能エネルギー導入促進

緊急対策事業費補助金

Q & A

令和 6 年 5 月 10 日

第 1 版



静岡県地球温暖化防止活動推進センター

Q1 補助対象設備について	
Q 1 - 1 太陽光発電設備や蓄電池の選定にあたり、当該設備が特定の団体の登録や認証を受けている必要がありますか。	A 1 - 1 太陽光発電設備や蓄電池（業務・産業用）については、特定の団体の登録や認証は、特に必要ありません。蓄電池（家庭用）については、申請時点で（一社）環境共創イニシアチブに登録されたものであることが必要です。
Q 1 - 2 太陽光発電設備や蓄電池の設置にあたり、補助対象となるために必要な要件などがありますか。	A 1 - 2 太陽光発電設備では、「年間想定発電量が設置場所の需要家の年間消費電力量以下であること」「発電量を計測する機器を備えること」など、蓄電池では「停電のみに利用する非常用予備電源でないこと」などの要件があります。詳細は、募集要領 P 22,23 に記載の設備の要件をご確認ください。
Q 1 - 3 蓄電池（家庭用）の場合、「（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品」とありますが、どのように確認すれば良いですか。	A 1 - 3 （一社）環境共創イニシアチブにおける蓄電システム登録済製品一覧のホームページにて確認してください。 ホームページ URL: https://sii.or.jp/zeh/battery/search
Q 1 - 4 パワーコンディショナーは、自立運転機能付きのものにする必要がありますか。	A 1 - 4 パワーコンディショナーは、自立運転機能の有無を問わず補助対象とします。
Q 1 - 5 車載用蓄電池は補助対象になりますか。	A 1 - 5 補助対象外になります。
Q 1 - 6 リュース蓄電池は補助対象になりますか。	A 1 - 6 補助対象外になります。

Q2 補助対象者について

Q2-1

本社が静岡県外にありますが、静岡県内の事業所に補助対象設備を設置します。補助金の申請は可能ですか。

A2-1

可能です。

Q2-2

補助対象者の制限はありますか。

A2-2

法人税法第2条第5号に定める公共法人や、政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体などは対象外になります。詳細は、募集要領P4をご確認ください。

Q2-3

みなし大企業と何を指しますか。

A2-3

本事業では、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、みなし大企業として対象外となります。

- (1)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人
- (2)発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している法人
- (3)大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- (4)発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する法人が所有している法人
- (5)(1)～(3)に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

Q 2 - 4

森林組合等とは何を指しますか。

A 2 - 4

森林組合法に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を指します。

Q 2 - 5

協同組合等とは何を指しますか。

A 2 - 5

中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 6 号から第 8 号に規定する組合等、労働者協同組合法に規定する労働者協同組合及び消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合を指します。

Q 2 - 6

個人事業主が提出する確定申告書の写しについて、「主たる収入が営業収入になっていること」とは何を指しますか。

A 2 - 6

確定申告書第一表における「収入金額等」について、営業等 (ア) の収入額①が営業等以外 (イ～サ) の収入額の合計②より大きい場合を指します。

収入金額等	事業営業等	区分	ア																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
-------	-------	----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Q 3 補助対象経費について

Q 3 - 1

既設の自家消費型太陽光発電設備に増設する形で、補助金を活用して自家消費型太陽光発電設備を設置することは可能ですか。

A 3 - 1

可能です。
ただし、既設の自家消費型太陽光発電設備に係る経費は補助対象外となりますので、申請にあたっては、補助対象設備と補助対象外設備、補助対象経費と補助対象外経費の区分を明確にしてください。
また、増設後の自家消費型太陽光発電設備の年間想定発電量の合計が、事業所の年間想定消費電力量以下である必要があります。

Q 3 - 2

補助対象事業の中で、発電した電力を停電時に使うための設備（配管・ケーブル等）を設置する場合、当該経費は補助対象になりますか。

A 3 - 2

当該部分に要する経費については、必要最低限の範囲内で補助対象とします。
その場合は、停電時に使用する設備装置を「補助対象設備の図面」（機器配置図や単線結線図等）や「添付5 経費内訳書（蓄電池）」に明示してください。また、「補助対象設備の図面」（システム系統図等）、「蓄電容量の根拠資料」、その他の資料（任意様式）により、停電時の設備装置の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを説明してください。

Q 3 - 3

屋上防水工事は補助対象になりますか。

A 3 - 3

架台の基礎部分等、補助対象事業を実施する上で必要最低限の範囲であれば補助対象とします。

Q 3 - 4

ソーラーカーポートのカーポート部分は補助対象になりますか。

A 3 - 4

カーポート部分は補助対象外となります。
なお、太陽光発電搭載型のソーラーカー

	ポートであり、自家消費型太陽光発電設備とカーポート部分が明確に区分できる場合は、自家消費型太陽光発電設備に係る経費を補助対象としますので、構造が確認できる図面や補助対象経費が確認できる見積書等を提出してください。太陽光発電一体型のソーラーカーポートは補助対象外とします。
--	--

Q 3 - 5

維持管理に係る費用は補助対象になりますか。

A 3 - 5

維持管理に係る費用は、補助対象とはなりません。

Q 3 - 6

割賦払いやリースで購入する場合は補助対象になりますか。

A 3 - 6

補助対象とはなりません。

Q 4 申請や審査について

Q 4 - 1

申請書等の提出について、電子メールと郵送を併用することは可能ですか。

A 4 - 1

併用はできません。すべての申請書等を電子メールにて送付をお願いします。

Q 4 - 2

予算額に対する申請状況は随時公表されますか。

A 4 - 2

予算額に対する申請状況（申請額等）を随時公表する予定はありません。

なお、予算額を超える申請があった場合の受付締切については、静岡県地球温暖化防止活動推進センターのホームページでお知らせいたします。

Q 4 - 3

申請書の記載内容に不備がある状態や、添付書類が不足している状態でも申請することはできますか。

A 4 - 3

募集要領に記載のとおり、記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。なお、申請書等は提出があったものから順次審査しますので、申請書等が提出された日から、記載内容の不備や添付書類の不足についてご連絡するまでに時間を要する場合があります。

Q 4 - 4

申請前に、申請書等一式を持参して内容を確認してもらうことはできますか。

A 4 - 4

申請書等提出前に、申請書等一式を確認することはできかねます。なお、ご不明な点があれば、都度、お問い合わせください。

Q 4 - 5

交付申請から交付決定までに要する期間はどれくらいですか。

A 4 - 5

申請書の受付から交付決定までに要する期間は30日以内を想定していますが、受付後はできる限り速やかに交付決定をしたいと考えています。

なお、募集要領に記載のとおり、静岡県地球温暖化防止活動推進センター又は県から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかに対応ください。対応いただけない場合（連絡が取れない場合を含む。）は、審査期間が長期化することになります。

また、審査状況についてのお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

Q 4 - 6

申請書等のメール提出について、容量制限によりメール送信ができない場合、複数回に分けて提出することは可能ですか。

A 4 - 6

可能です。

複数回に分けて提出される場合は、件名にメール送信数を記載してください。

なお、この場合の受付時間は、1 通目のメールを受信した時間とします。

例：3 回に分けて提出する場合

「【申請者名】 交付申請書 1 / 3」と記載

Q 4 - 7

メール 1 通あたりの容量の上限はありますか。

A 4 - 7

メール 1 通あたりの容量は、15MB 以下としてください。また添付ファイルは、解像度を下げるなど、記載内容が読める範囲で可能な限りファイルサイズを小さくしてください。

Q 4 - 8

申請受付期間前の提出は可能ですか。

A 4 - 8

申請受付期間前に提出されたものについては、受付いたしません。

Q 4 - 9

申請書等が受理されたか不安なので持参により提出できますか。

A 4 - 9

持参により提出されたものについては、受付いたしません。メールで提出をお願いします。メールの受信後、翌営業日を目安に受信確認の返信をします。

Q 4 - 1 0

申請受付期間中に途中で募集を締め切ることはいくつか。

A 4 - 1 0

申請受付期間中に予算額を超える申請があった場合は、期間の途中でも受付を締め切ります。

Q 4 - 1 1

受付は先着順ですか。

A 4 - 1 1

必要な書類が整ったものから先着順に受付します。

Q 4 - 1 2

予算額を超える申請があった場合は、どのような扱いになりますか。

A 4 - 1 2

予算額を超える申請があった場合は受付を締め切ります。(太陽光発電設備、蓄電池のそれぞれで予算の上限があります。) 締め切り時の申請については、交付決定額が交付申請額より減額する可能性があります。

Q 4 - 1 3

蓄電池のみの申請はできますか。

A 4 - 1 3

蓄電池のみの申請はできません。

Q 4 - 1 4

国補助金との併用申請はできますか。

A 4 - 1 4

本補助金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を財源としているため、国補助金との併用申請はできません。

また、市町補助金で国補助金を全額又は一部財源として充当している場合も、併用申請はできません。

Q 5 申請書類や添付書類について

Q 5 - 1

募集要領で定める様式（交付申請書、実績報告書兼請求書等）について、押印は必要ですか。

A 5 - 1

様式への押印は不要です。

Q 5 - 2

見積書を取得する際の注意点はありますか。

A 5 - 2

見積書は、補助対象事業が実施期限までに実施可能であることを確認した2社以上の事業者により、原則、同一の条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可能）を提示した上で取得してください。法令上、工事を実施できない事業者からの見積書は認められません。

発行から3か月以内で有効期間内のものであれば、募集要領公表前に作成した見積書でも有効ですが、上記の点を確認した上で提出するようにしてください。

なお、見積書は経費内訳書と突合しますので、補助対象経費の内訳が分かるようにしてください。また、補助対象経費と補助対象外経費を区分するなどして明示してください。

Q 5 - 3

見積書は1社分でも申請することは可能ですか。

A 5 - 3

競争性のある手続きで工事業者等が決定されていることを確認するため、原則、2社以上の見積書を提出してください。

Q 5 - 4

支出の証拠書類に関する注意点はありますか。

A 5 - 4

支払いが事業実施期限（令和7年1月31日）までに完了している必要があります。領収書の写し、振込が確認できる通帳の写しなどを証拠書類として提出してください。

Q 5 - 5

写真は、日付入りのものでないと不備になりますか。

A 5 - 5

写真は、原則日付入りの写真としてください。カメラの機能等により日付入りの写真が撮れない場合は、Word 等に添付して日付を記載する形でも可とします。

Q 5 - 6

交付申請書（様式第 1 号）の「補助対象事業着手予定年月日」、「補助対象事業完了予定年月日」は、いつの日付を指しますか。

A 5 - 6

「補助対象事業着手予定年月日」は、契約締結予定日、請書発行予定日等を指します。

「補助対象事業完了予定年月日」は、設置に要する経費（全額）の支払予定日又は系統連系開始予定日のいずれか遅い日を指します。

Q 6 その他

Q 6 - 1

太陽光発電設備等を既に発注しているが、納入は交付決定後になる場合、補助対象になりますか。

A 6 - 1

交付決定の通知前に事業着手（発注）しているものは、補助対象になりません。

Q 6 - 2

交付決定から実績報告までの間に補助対象事業を廃止する場合、今後、県の補助金の申請等において不利益な取扱いを受けることはありますか。

A 6 - 2

補助対象事業を廃止する場合、不利益な取扱いをすることはありませんが、募集要領の内容をよく確認した上で、交付廃止承認申請をしてください。また、補助対象事業を廃止する場合は、速やかに静岡県地球温暖化防止活動推進センターへ連絡をしてください。

Q 6 - 3

補助対象事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。

A 6 - 3

補助対象設備の引き渡し、及び補助対象経費の支払いが完了しており、補助対象設備から電力の供給が可能な状態である必要があります。

ただし、電力会社との協議資料などにより、電力会社に系統連系申込をしているが、系統連系手続に時間を要することが確認できる場合は、電力の供給開始は事業完了後でも可能とします。

なお、この場合でも、事業実施期間内に補助対象経費の支払いを完了する必要があります。

再生可能エネルギー導入促進

緊急対策事業費補助金

説明会における質疑応答

令和 6 年 5 月 22 日



静岡県地球温暖化防止活動推進センター

令和 6 年 5 月 17 日（金）に開催した補助金説明会について、質疑応答の際に御質問をいただいた内容と回答は以下のとおりです。

Q 1 設備利用率とは何ですか。	A 1 ある期間中の太陽光発電設備の発電量が、同じ期間中、仮に定格出力で発電し続けた場合の電力量に対して何%占めるのかを表した数値です。当補助金は、調達価格等算定委員会「令和 6 年度以降の調達価格等に関する意見」の設備利用率を利用しています。
Q 2 募集要領 P2【自家消費型太陽光発電設備とは】の補助金の交付対象外の例として、「事業所外に設置した太陽光発電設備から、～（自己託送）」とあるが、「事業所内に設置した太陽光発電設備」であればよいですか。	A 2 募集要領 P22「別紙 設備の要件」 1.太陽光発電設備（3）記載のとおり、事務所内で別系統で受電しているエリアに電力会社線を経由(自己託送)して送電する場合は、交付対象外です。 ただし、事務所内で自営線により送電する場合は交付対象です。
Q 3 従業員数の要件は、申請時の従業員数でよろしいですか。	A 3 お見込みのとおりです。
Q 4 リースを利用した申請はできますか。	A 4 リースでの購入は補助対象とはなりません。
Q 5 設備装置の一覧表（添付 1）に記載すべき装置は何ですか。架台、遠隔監視装置、キュービクル等は記載の必要はありますか。	A 5 太陽光電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池の記載は必須です。 その他の機器等の記載は任意です。

Q 6 受付は必要書類が揃っているものから先着順とありますが、これは採択の基準は事業内容の評価ではなく先着順ということですか。	A 6 先着順での採択になります。
Q 7 提出書類で、昨年度からの具体的な変更内容はどこですか。	A 7 各種様式の記載項目に変更がありますので、今年度の様式で提出をお願いします。なお、今年度は蓄電池のみの設置は補助対象とはなりません。
Q 8 お客様と契約を結び、工事が確定した現場でないと本補助金は使えない、ということよろしいですか。	A 8 交付決定後の契約締結、発注、現場着手となります。 なお、本補助金の支払は、実績報告書兼請求書が提出され、補助金額が確定した後となります。
Q 9 想定電力量における閏年の扱いはどうしたらよろしいですか。	A 9 3 6 5 日計算をお願いします。
Q 1 0 太陽光発電＋蓄電池の場合、ストレージパリティの必要はありますか。	A 1 0 必要はありません。
Q 1 1 見積書で、値引きの項目の記載は必要ですか。	A 1 1 値引き後の金額で記載をお願いします。ただ、値引き額を各機器等に配分することが困難な場合は、一括して値引きの項目を設定することも可とします。
Q 1 2 パワーコンディショナー容量 4.9 5 kw であれば、小数点以下切捨てで、4 kw × 4 万円という考え方でよろしいですか。	A 1 2 モジュールとパワーコンディショナーの出力を比較し、いずれか低い方の数値を小数点以下切捨てでお願いします。

Q 1 3 記載内容に不備がある場合、申請を受付できないこともあるとのことですが、どの段階で受付終了となるのか基準はありますか。	A 1 3 不備が解消し書類が全部揃った時点で、受付完了となりますので、速やかな対応をお願いします。
Q 1 4 機器配置図とパネル配置図の違いは何ですか。	A 1 4 機器配置図は、パワーコンディショナーや蓄電池等の配置図です。 パネル配置図は、1枚1枚の太陽光パネルの具体的な配列を示す配置図です。
Q 1 5 見積合わせの際、各施工事業者には同じ容量の見積書を提出させたほうがよろしいですか。	A 1 5 各施工事業者から、実際に設置する機種と同じ容量の見積書を徴するようお願いします。
Q 1 6 代理申請不可とありますが、担当者がホールディングスや親会社に所属しており、設置場所である子会社には申請に係る担当者がいない場合、どのようにしたらよろしいですか。	A 1 6 交付申請書の法人名は子会社となりますが、設置場所が100%子会社である場合は、メールでの交付申請や問合せ先はホールディングスや親会社の担当者でも構いません。
Q 1 7 本補助制度を利用するためには、架台は耐震Sクラス保有の決まりはありますか。	A 1 7 架台における条件はございません。